

## 四條畷市キャラクター「なわ丸」の使用について

四條畷市キャラクター「なわ丸」(以下「なわ丸」という)の使用に関して、必要な事項を以下に記載しています。

(使用の申請について)

なわ丸を使用する者(以下「申請者」という)は、あらかじめ四條畷市キャラクター「なわ丸」使用申請書を産業振興課に提出してください。

(使用許可等について)

使用申請書を提出された後、産業振興課でその内容を審査し、適当と認めるときは、以下の条件のもと、なわ丸の使用を許可します。

- (1) 広報活動等を目的として市内において使用する場合。その他の目的又は市外において使用する場合は事前に協議の上、許可を得てください。
- (2) デザインの本質的部分を損なわない範囲でサイズ、色調の変更又は一部の切除、追加し、使用する場合。デザインの本質的部分を損なう恐れがある改変を行う場合は事前に協議の上、許可を得てください。
- (3) 営利を目的とせず使用又は二次使用をしないこと。
- (4) なわ丸の使用料は原則無料です。
- (5) 使用許可を受けた目的、または用途のみに使用してください。
- (6) 原則としてグッズの製作はできません。

(その他)

その他不明な点は産業振興課までご相談ください。

四條畷市産業振興課

TEL : 072-877-2121

0743-71-0330

FAX : 072-879-5955